

# 夜間金庫規定

(2020年4月現在)

## 第1条 (契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

## 第2条 (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

## 第3条 (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当金庫所定の入金票及び通帳等とともに当金庫所定の預入用袋（以下「預入用袋」という。）に入れ、その預入用袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

なお、入金票には氏名、口座番号、入金額その他必要事項を記入してください。

(2) 預入用袋を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、投入袋受付票をお受取りください。

## 第4条 (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫を投入された預入用袋内の現金・証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、間違いなく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いに当り、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当金庫はその責任を負いません。

## 第5条 (預入用袋等の返却)

預入用袋及び通帳等は当金庫の受入手続き終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえお受取りください。

## 第6条 (鍵の保管等)

(1) 外扉用鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 預入用袋の鍵正副2個うち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、預入用袋の開閉に使用します。

## 第7条 (鍵、預入用袋の喪失・毀損)

外扉用鍵、預入用袋及び預入用袋の正鍵を失ったとき、又は毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費、又は鍵前等の取替えに要する費用を負担していただくことになります。

## 第8条 (損害の負担等)

夜間金庫の利用にあたり災害、事変その他の不可抗力による損害、外扉の不完全な閉扉、預入用袋の不完全な施錠等の事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について、第2条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても当金庫は責任を負いません。

# 夜間金庫規定

(2020年4月現在)

## 第9条（解約等）

この契約は、本人又は当金庫の都合によりいつでも一時中止若しくは解約することができます。この場合には、外扉用鍵、預入用袋及び預入用袋の正鍵を直ちに当店へお返しください。

## 第10条（譲渡、転貸等の禁止）

夜間金庫の利用権は譲渡、転貸又は質入れすることはできません。なお、外扉用鍵、預入用袋及び預入用袋の正鍵についても同様とします。

## 第11条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規程等の該当する預金規定により取扱います。

## 第12条（利用手数料）

金庫所定の夜間金庫利用手数料をお支払いください。なお、手数料は原則として口座振替により月払い又は年払いを選択してください。月払いは毎月8日、年払いは毎年4月8日（振替日が休日の場合は翌営業日）とし、契約時（申込月から）及び解約時（解約月まで）の月割り計算とします。

## 第13条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、当金庫ホームページでの表示、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上